○個人情報保護委員会規則第

号

所 得 税 法 等 \mathcal{O} ___ 部 を 改 正 す る 法 律 令 和 匹 年 法 律 第 兀 号) \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 12 伴 1 行 政 手 続 12 お け る

特 定 \mathcal{O} 個 人 を 識 別 す る た \Diamond \mathcal{O} 番 号 \mathcal{O} 利 用 等 12 関 す る 法 律 第 + 九 条 第 + 七 号 に 基 づ き 同 条 第 十 五 号 に 進

ず る 令 ŧ 和 \mathcal{O} と 年 7 定 8 る 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 提 供 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

 \Diamond

る

続 に お け 月 る 特 定 日 \mathcal{O} 個 人 を 識 别 す る た \Diamond \mathcal{O} 番 号 個 \mathcal{O} 人 情 利 用 報 等 保 護 12 関 委 員 す 会 る 委 法 律 員 第 長 十 九 丹 条 野 第 美 + 絵 七 子 号 に

基 づ き 同 条 第 + 五 号 に 潍 ず る ŧ \mathcal{O} と L 7 定 8 る 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 提 供 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正

する規則

行

政

手

き 同 行 政 条 第 手 続 十 12 五. 号 お け に 準 る ず 特 る 定 ŧ \mathcal{O} 個 \mathcal{O} と 人 を L 7 識 定 別 す \Diamond る る 特 た 定 \Diamond 個 \bigcirc 人 番 情 号 報 \mathcal{O} 利 \mathcal{O} 提 用 供 等 12 に 関 関 す す る る 規 法 則 律 第 平 +成 九 条 + 第 七 十 年 七 特 号 定 に 基 個 人 づ

次 \mathcal{O} 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

情

報

保

護

委

員

会

規

則

第

号)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

改 正 後 改 正 前

と 定 7 8 同 8 \mathcal{O} 行 1 う <u>。</u> る 条 政 番 とき 手 第 号 第 + 続 \mathcal{O} は 七 + 12 利 号 九 用 お 条 等 次 け \mathcal{O} 第 る 12 個 に 特 関 掲 + 人 定 げ 情 す 五. 報 号 る \mathcal{O} る に 場 保 法 個 合 護 準 律 人 ず とす を 委 る 以 識 員 別 る。 会 Ł 下 規 す \mathcal{O} るた とし 法 則 で

一「略」

規 七 定 号) 税 に 理 第 士 ょ 五. る 法 報 + (昭 告 五. 条 和 \mathcal{O} 第 徴 + 取 項 六 若 年 質 問 法 L < 律 若 は 第二百三十 L Š 第 は 項 検 査 \mathcal{O}

[三・四略]

 \Diamond

が

行

わ

れ

る

とき。

又

は

同

法

第

五

十六

条

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る協

力

の 求

> と 定 て 8 \Diamond 同 \mathcal{O} 行 1 う 。 るときは 条 番 政 第 号 手 第 + 続 \mathcal{O} 七 + 利 に 号 九 用 お 条 け 次 等 \mathcal{O} に 第 に る 個 特 掲 + 関 人 定 げ 情 五 す る 報 号 る \mathcal{O} 場 に 法 保 個 合 護 準 律 人 とす ず を 委 る 員 識 以 会規 ŧ 下 別 す \mathcal{O} るた とし 則 法 で

[同上]

 \mathcal{O} 七 号) 徴 税 取 理 第 士 法 質 五. 問 + 昭 五. 又 条 は 和 第 二十六 検 査 項 が 行 年 \mathcal{O} わ 規 法 れ 律 定 第二 るとき。 に ょ 一百三十 る 報 告

三・四 同上]

]の記載は注記である。

備

考

表

中

 \mathcal{O}

附則

この規則は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日 (令和五年四月一日)